

2019年5月16日

学校法人真宗大谷学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人真宗大谷学園

監事 平居新司郎 

監事 千森秀郎 

監事 柴田正次郎 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人真宗大谷学園寄附行為第18条の規定に基づき、2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の学校法人の業務又は財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会その他の重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から会計監査の報告及び説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人真宗大谷学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。